

派遣労働者として雇用しようとするときの説明

1 待遇に関する事項

(1) 賃金額の見込み

月額 200,000 円～220,000 円

(2) 雇用保険・社会保険の加入

雇用保険は、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あり、かつ 31 日以上の雇用見込みがある場合加入します。

健康保険・厚生年金保険は、1 週間の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数が一般社員の 4 分の 3 以上であり、雇用契約期間が 2 か月を超える場合加入します。

(3) 想定される就業条件

- ① 就業時間 8:30～17:00 (休憩 1 時間)
- ② 就業日 月曜日～金曜日 (土日・祝日を除きます)
- ③ 就業場所 岡山市内
- ④ 派遣期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
- ⑤ 教育訓練 〇〇
- ⑥ 福利厚生 派遣先事業所の食堂、休憩室、更衣室利用可

2 事業運営に関する事項

当社の会社パンフレットをご参照ください。

3 労働者派遣に関する制度の概要

厚生労働省作成の「派遣労働者の皆様へ 派遣で働くときに特に知っておきたいこと」をご参照ください。

※「労働契約申込みみなし制度」の内容を含めること

4 均衡待遇確保のために配慮した内容

当社では労使協定方式により均衡の確保を行っていますが、派遣先均衡方式を採用する場合は賃金の決定にあたり、派遣先から提供のあった派遣先の同種の労働者に係る賃金水準を参考に決定することとします。

5 教育訓練の内容

別添 (略) の当社の「教育訓練計画」をご参照ください。

6 キャリアコンサルティングの内容

別添 (略) の当社の「キャリアコンサルティングについて」をご参照ください。